

平成30年度

柳川市人事行政の運営等の状況の公表について

柳川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年柳川市条例第8号）に基づき、平成30年度の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

柳川市長 金子 健次

職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の任免

(1) 職員の採用

区 分		合 計
一般行政事務 A	一般行政事務 B	
7	1	8

(2) 職員の退職

区 分			合 計
自己都合	勸奨	定年	
2	7	14	23

2 職員数の状況

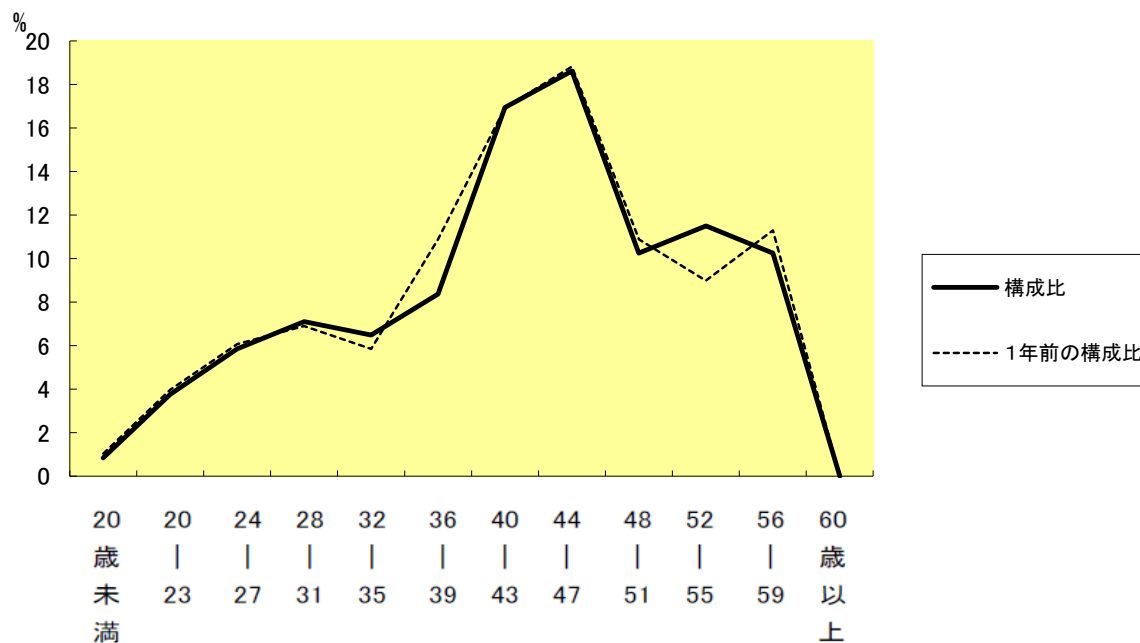
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分 部門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			H29. 4. 1	H30. 4. 1		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	選挙管理委員会職員の兼任による減 臨時職員の配置による減 係の統廃合による職員減 再任用職員の配置による職員減 事業終了に伴う業務減 土木技術職員の欠員による減
		総務	82	81	△ 1	
		税務	32	31	△ 1	
		民生	60	59	△ 1	
		衛生	26	25	△ 1	
		農水	44	42	△ 2	
		商工	17	17	0	
		土木	38	37	△ 1	
		計	304	297	△ 7	
	教育部門	58	57	△ 1	再任用職員の配置による職員減	
消防部門	81	81	0			
小 計	443	435	△ 8			
公営等 企業部 業計門	水道	11	11	0		
	その他	32	32	0		
	小 計	43	43	0		
合 計			486	478	△ 8	
			[636]	[636]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	18人	28人	34人	31人	40人	81人	89人	49人	55人	49人	0人	478人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成27年4月1日～平成32年4月1日における定員管理の数値目標

平成27年4月1日 職員数	平成32年4月1日 職員数	純減数	純減率
497人	480人	17人	3.4%

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）

各年度	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1
職員数	計画	—	497	—	—
	実績	506	497	488	478
実績の進捗率	△96 (△15.9)	△96 (△17.4)	△9 (△1.8)	△ 11 (△2.2)	△ 19 (△3.8)

(注) 1 計画期間は、H27. 4. 1～H32. 4. 1の5年間です。なお、H26、H28、H29、H30年度については実績のみ表示しています。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

職員の給与の状況

1 人件費の状況（普通会計決算）

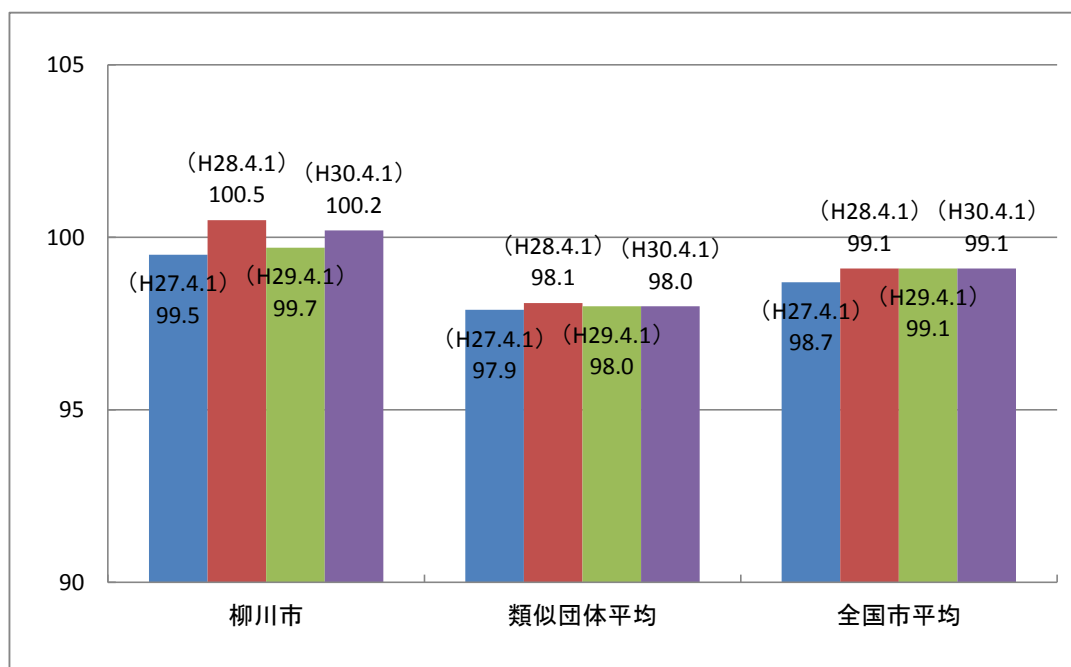
区分	住民基本台帳 人口 (H31.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
平成30 年度	人 66,002	千円 32,482,723	千円 1,097,555	千円 4,876,718	% 15.0

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成30 年度	人 458	千円 1,820,819	千円 302,174	千円 740,749	千円 2,863,742	千円 6,253

※再任用含む

3 ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
柳川市	43.6 歳	335,573 円	398,228 円	368,490 円
福岡県	43.1 歳	327,050 円	413,909 円	369,953 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	42.4 歳	317,662 円	377,848 円	347,809 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柳川市	49.2 歳	19 人	364,900 円	387,928 円	375,768 円
うち 給食調理員	52.5 歳	11 人	327,555 円	388,159 円	386,655 円
うち 清掃職員	43.4 歳	3 人	351,533 円	401,742 円	365,267 円
福岡県	52.9 歳	210 人	324,106 円	379,720 円	357,326 円
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円
類似団体	53.6 歳	25 人	315,722 円	342,819 円	331,224 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況

区 分		柳川市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	186,700 円	180,700 円
	高校卒	153,000 円	152,500 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	153,000 円	－ 円	－ 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,800 円	351,483 円	376,082 円	— 円
	高校卒	237,255 円	306,700 円	358,933 円	— 円

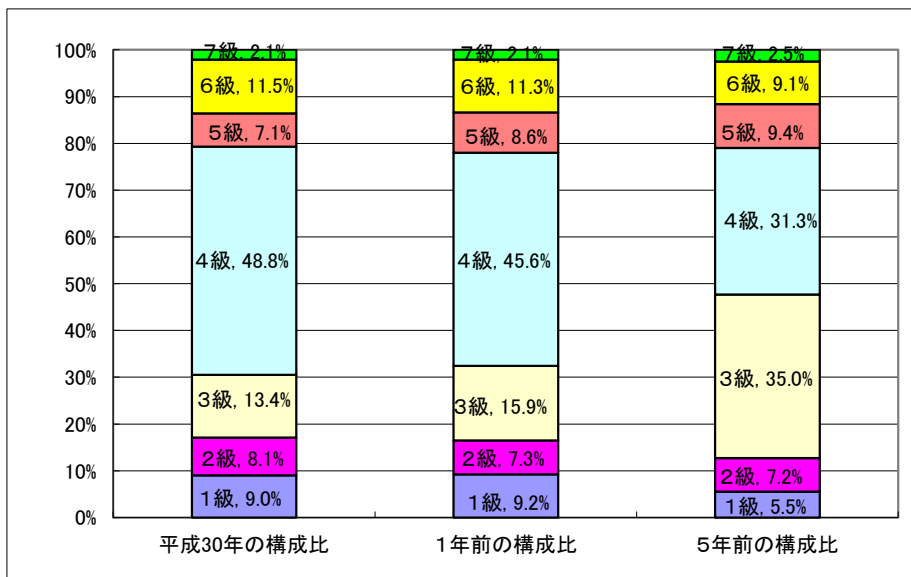
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	29 人	9.0 %	円 142,600	円 247,100
2 級	主事及び技師の職務	26	8.1	円 192,700	円 303,800
3 級	主任主事及び主任技師の職務	43	13.4	円 228,900	円 349,600
4 級	1 係長及び主査幹の職務 2 事務主査及び技師主査の職務	157	48.8	円 262,000	円 388,100
5 級	課長補佐及び副主幹の職務	23	7.1	円 288,000	円 395,600
6 級	課長、主幹及び参事の職務	37	11.5	円 318,500	円 410,800
7 級	部長又は庁舎長の職務	7	2.1	円 362,300	円 444,500

(注) 1 柳川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1 までにおける運用	柳川市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

柳 川 市	国
1人当たり平均支給額 1,617 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成30年4月2日から平成31年4月1 までにおける運用	柳川市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当

柳 川 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給) なし (1人当たり平均支給額) 22,265 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

支 給 実 績			871 千円
支給職員1人当たり平均支給年額			290,333 円
勤務地域	支給率	対象職員数	国の制度(支給率)
柳川市	0.0 %	458 人	0.0 %
福岡市	10.0 %	2 人	10.0 %
筑紫野市	3.0 %	1 人	3.0 %

(4) 特殊勤務手当

支 給 実 績		1,532 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額		80,632 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		4.15 %	
手 当 の 種 類 (手 当 数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
救急手当	消防職員	救急救命士の救急業務	月額 7,000 円 (出勤回数により日割減額あり)

(5) 時間外勤務手当

平成30年度決算	支 給 実 績	105,352 千円
	支給職員 1 人当たり平均支給年額	239 千円
平成29年度決算	支 給 実 績	109,806 千円
	支給職員 1 人当たり平均支給年額	245 千円

(6) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員 1 人 当たり 平均支給年額
扶養手当	子10,000円、それ以外の被扶養者6,500円 16歳から22歳までの被扶養者はさらに5,000円加算	同じ		75,998 千円	272,394 円
住居手当	家賃支払者最高限度額 27,000円 (家賃55,000円以上)	同じ		33,235 千円	302,136 円
通勤手当	・交通機関利用者 (電車バスなど) 55,000円まで全額支給 (最高限度額) ・交通用具利用者 (自動車自転車など) =通勤キロ数に応じて支給 2,000円～31,600円の範囲	同じ		19,085 千円	51,861 円
休日勤務手当	休日等において勤務することを命ぜられた場合 勤務1時間当たりの給与額×135/100 (代休を取得する場合は35/100)	異なる	左記の括弧書きの規定なし	28,948 千円	103,386 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた場合 1時間当たりの給与額×25/100	同じ		3,758 千円	69,593 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた場合 1回につき4,200円	同じ		0 千円	0 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員 1 人 当たり 平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 部長級 66,400円 課長級 51,900円		俸給の特別調整額として支給。	32,863 千円	644,373 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日や休日又は平日夜間に勤務した場合 (1回につき) 部長級 4,300円、8,500円、12,750円。 課長級は3,000円、7,000円、10,500円。	同じ		532 千円	12,667 円

5

特別職の報酬等の状況

区 分		月 額 等	
給 料 報 酬	市 長	910,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,000,000 円／ 560,000 円
	副市長	738,000 円	802,000 円／ 448,000 円
	教育長	657,000 円	— 円／ — 円
	議 長	455,900 円	550,000 円／ 347,900 円
	副議長	407,400 円	500,000 円／ 285,100 円
	議 員	388,000 円	470,000 円／ 268,200 円
期 末 手 当	市 長 副市長	3.35 月分	
	議 長 副議長 議 員	3.35 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 910,000円×在職年数×510/100	(1期の手当額) 18,564,000 円
	副市長	738,000円×在職年数×300/100	8,856,000 円
	教育長	657,000円×在職年数×252/100	4,966,920 円
			(支給時期) 任期毎
			任期毎
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長、副市長は4年＝48月、教育長は3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。

その概要は次のとおりです。

1 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です。

一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとしています。また、交代制勤務など、勤務の特殊性により、この勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

2 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、午後0時15分から午後1時までの45分としています。

3 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）及び年始年末の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。））をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日を別に定めています。

4 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次有給休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

5 育児休業

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となっています。

次世代育成の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、柳川市においても、各任命権者が職員の子もたちの健やかな育成のため、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っていくこととしています。

職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない等の場合に、公務能率を維持することを目的として行う処分のことです。平成29年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績がよくない場合	人 0	人 0	人 -	人 0
心身の故障の場合	0	0	9	9
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	-	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	-	0
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	0	0
合 計	0	0	9	9

2 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行う処分のことです。平成29年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあつては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。

また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限を遵守することが求められています。

柳川市においては、公務員としての服務規律や綱紀の粛正について、必要に応じて職員へ周知徹底を図るとともに、職員倫理条例を制定し、職員の倫理の保持に努めています。

職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 職員の研修の状況

区 分	研 修 名 等	派遣参加人数	備 考
職場外研修	研修所研修	38 人	
	(市町村職員研修所)	46 人	
	派遣研修 (全国市町村国際文化研修所 等)	41 人	
職場研修	ハラスメント研修	528 人	臨時・嘱託職員含む
	コーチング研修	114 人	
	人事評価研修	30 人	
	メンタルヘルス研修	121 人	
	交通安全教室	417 人	
	安全運転講習	2 人	
	メンター研修	84 人	
	再任用職員研修	16 人	
	まちづくり出前講座 (講師派遣)	延べ 130 人	全79講座実施

2 勤務成績の評定の状況

特定職員 (部長級・課長級) は、平成 24 年 10 月から目標管理制度・業績評価制度及び能力評価制度を本格実施しています。

一般職員については、平成 24 年 10 月から能力評価制度を本格実施しています。

職員の福祉及び利益の保護の状況

1 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 及び柳川市職員安全衛生管理規則 (平成 17 年規則第 34 号) に基づき、衛生管理者、産業医の選任及び衛生委員会を設置しています。

2 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に一般健康診断 (定期健康診断、特定業務従事者の健康診断) を実施しています。

また、職員に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査 (ストレスチェック) や検査結果に基づく医師による面接指導を全職員を対象に実施しています。

3 職員の福利厚生

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第 42 条の規定に基づき、柳川市職員共済会を設置し、職員の元気回復、職員に対する慶弔金や見舞金の交付その他の福利厚生に関する事業を行っています。なお、この共済会は、職員の会費及び市の負担金 (総額 9,982 千円) などで運営されています。

また、職員の共済制度は、福岡県市町村職員共済組合に加入し、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業 (医療関係等)、長期給付事業 (年金関係)、福祉事業 (健康保持増進事業等) を行っており、厚生年金、健康保険等と同様に、社会保険制度の一環とされています。

4 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が公平委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

公平委員会の業務の報告

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求制度は、職員からの勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決を図るものです。

(1) 係属の状況

	平成29年度の 係属件数	平成30年度 中の要求件数	平成30年度 中の処理件数	令和元年度 への繰越件数
事案件数	0	0	0	0

(2) 審査の状況

事 案 名	審査等の状況
—	—

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員からの懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものです。

(1) 係属の状況

	平成29年度の 係属件数	平成30年度 中の要求件数	平成30年度 中の処理件数	令和元年度 への繰越件数
懲戒処分	0	0	0	0
分限処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(2) 審査の状況

事 案 名	審査等の状況
—	—

3 職員からの苦情相談の処理状況

苦情相談制度は、従来の措置要求制度等では対応できないような職員の個別的な苦情相談があった場合、公平委員会が必要に応じて調査を行い、各任命権者との連携・協力により事案を処理するものです。

平成30度 実 績	相談日	相談件数	処理件数
	12回（毎月1回）	0	0